

## 島根県学習者用コンピュータ（iPadOS）共同調達に係る情報提供依頼

### 1 本依頼の目的

本依頼書は、公立学校の学習者用コンピュータ等の情報機器を効率的に整備更新することを目的とした公立学校情報機器等整備事業を活用し、島根県内の義務教育課程の学習者用コンピュータの整備更新を共同調達で行うため、各事業者より端末及び各種サービス等の提供に関する情報を広く収集することを目的とする。

### 2 情報提供の範囲

- (1) 公立学校情報機器整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の補助対象となる端末本体、周辺機器（キーボード、タッチペン、MDM）、運搬費、設置・据え付け費について、見積書（任意様式）を提示すること。  
一部の調達市町村においては、MDMを一体的に調達せず別途調達を検討しているため、MDMを含んだものと含まないものそれぞれ2パターンを提示すること。  
ただし、MDMを別途調達の場合でも、キッティングは本調達に含み、実施することとする。
- (2) 補助金の補助対象外となるものについて、有償・無償に限らず、メーカー又は貴社が提供可能なアクセサリ（保護フィルムやPCバッグ等）、フィルタリングソフト、各種サービス（予備機保管や現行端末回収廃棄等）、保守・保証等の提案を行うとともに、その費用について見積書（任意様式）を提示すること。
- (3) (1)及び(2)をまとめて1つの見積書として提示してもよい。  
ただし、項目ごとの内訳を記載し、それぞれの単価を示すこと。
- (4) 本調達に必要な諸経費も見積書に記載すること。
- (5) 提供可能な機器のカタログ及びサービス内容の詳細がわかる資料等を提供すること。
- (6) 購入とリースでは見積書を分けること。
- (7) 更新対象端末の処分方法は検討中であるため、下取りを前提とした提案は避けること。
- (8) リースアップ時の条件があれば示すこと。（100%原状復帰しなければならない、○割の返却でよい（紛失等があってもよい）等）
- (9) 下記7について、提供できる情報があれば回答すること（自由回答・任意様式）

### 3 基本的条件

- (1) 機器は、品質・耐久性・堅牢性・サプライチェーン・リスクを考慮し、選定すること。
- (2) 物品はすべて新品であること。
- (3) OSは調達時点で最新バージョンのものを導入すること。
- (4) 買取方式・リース方式の両方に対応できること。
- (5) リース方式の場合、賃貸借期間前には請求が発生しないこととする。また、賃貸借期間が満了した際の物品の取扱（無償譲渡または引上げについて）は、各教育委員会との協議の上決定するものとする。
- (6) リースにおいて、契約候補者が課税事業者の場合、補助金の交付申請時に当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して申請すること。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

(7) DEP 登録した端末を納入すること。

#### 4 調達機器

(1) 調達台数等について (想定)

調達市町村	納入数量	納入箇所	納入時期	調達方法	MDM
A	268 台	7 箇所	R8.1 月末	購入	Jamf
B	299 台	5 箇所	R8.2 月下旬	購入	不要
C	345 台	13 箇所	R7.8 月末	リース	mobiconnect
合計	912 台	25 箇所			

※調達台数は現時点のもの

※具体的な納入時期等は各調達市町村と協議の上、決定すること

(2) 規格等

- Apple 製 iPad 第 10 世代であること

OS	iPadOS
CPU	—
ストレージ	64GB以上
メモリ	—
画面	10~14 インチ、タッチパネル対応
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac以上
周辺機器	ハードウェアキーボード及びタッチペン <ul style="list-style-type: none"> <li>• ハードウェアキーボードについては、Logicool製ケース一体型が好ましい</li> <li>• タッチペンは、パームリジェクション機能があるもの</li> </ul> ※補助上限55,000円に収まらない場合は、別のハードウェアキーボード及びタッチペンの提案も可とする。
カメラ機能	インカメラ及びアウトカメラ
スタンド	利用時に端末を自立させるためのスタンドを用意すること (キーボードがスタンドになる場合は別途準備する必要はない)
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること (マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共用になっている場合は分配アダプタで対応)
外部接続端子	LightningコネクタまたはUSB2.0以上の規格であってUSB Type-C PD (Power Delivery) に対応したポートを1つ以上有していること
バッテリー稼働時間	8時間以上

重さ	1.5kg程度を超えないこと（本体及びハードウェアキーボード）
端末管理機能	<p>以下の設定を、ネットワークを介して行うための端末管理機能（MDM）を有していること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 端末の機能制御設定</li> <li>・ 端末が利用するApp/Bookの配信</li> <li>・ 接続先ネットワークの制御</li> <li>・ 紛失・盗難時のセキュリティ設定（強制ロック、強制ワイプなど）</li> </ul> <p>※一部の自治体においては、MDMを一体的に調達せず別途調達を検討している自治体があることに留意すること</p>
その他	<p>1 端末を適切に運用するため以下の機能を有していること</p> <p>(1) 端末の稼働状況を把握できる機能</p> <p>(2) 適切なセキュリティ対策としての以下の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マルウェアから端末を保護する機能</li> <li>・ ストレージにデータを暗号化して保存する機能（必要に応じて利用可能であればよい）</li> </ul> <p>2 OSメーカー（端末のOSと異なるものでもよい）が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること</p> <p>3 DEP登録した端末を納入すること</p>

## 5 機器の搬入・設置

- (1) 機器の搬入・設置については、各教育委員会と協議の上で進め、各学校には負担がかからないようにすること。
- (2) 搬入後、すぐに使用できるよう、自身の事業場等でキitting作業を行うこと。
  - ① 開梱
  - ② 各教育委員会のルールに従い管理番号を付与し、シールを作成し、端末及び付属品等に貼り付けること。
  - ③ アクセサリ（画面保護フィルムや本体カバー等）があれば、端末やキーボード等に設置すること。
  - ④ OS 最新バージョンへのアップデート
  - ⑤ MDM を通じ、指定するネットワーク設定・端末設定・セキュリティ設定を施すこと。
  - ⑥ Google Workspace 等へのログイン作業の実施
  - ⑦ 調達自治体の指定する学習 e ポータルやソフトウェアのインストールおよび設定
  - ⑧ 動作確認
- (3) 端末管理番号や MAC アドレス、シリアルナンバー等を整理した機器一覧表を提出すること。
- (4) 搬入の際に出た不要な配線及び梱包物等は受託者が撤去し、適切に処理すること。
- (5) 障害等が発生した際の対応表を作成し、提出すること。

- (6) 機器の取扱や設定に関するマニュアルを作成し、提出すること。

## 6 ハードウェアの保守・保証について

- ・ 納入日から1年間以上の無償メーカー保証があること。なお、無償修理の対象になるものの基準を示すこと。
- ・ 調達市町村からの修理等に対応する窓口や連絡先（電話・電子メール等）を設けること。既存窓口でも可とする。
- ・ 無償メーカー保証期限以後、調達市町村より調達端末の修理依頼があれば、窓口となり修理対応を行うこと。
- ・ 窓口連絡先や修理対応時のフロー等記載したサポート体制図等を提出すること。

## 7 任意情報提供依頼項目 ※自由回答

### 提供できる情報があれば、回答すること（任意様式）

- (1) 納入時期について  
調達市町村が希望する納入期限（4(1)参照）について、ご意見をいただきたい。
- ・ 納入期限がバラバラの場合と統一の場合では価格に影響があるかどうか
  - ・ 7年度は全国的に調達がひっ迫する見込みだが、受託業者決定から納入までは、どの程度の期間を見込んでおくべきか（現在の想定でよい）
- (2) 納入について
- ・ 調達端末の一部先行納入が可能かどうか（例 納入期限はR8.3月末だが、100台調達の内50台はR7.12月に納入等）
- (3) リースアップについて
- ・ 2(8)において、リースアップ時の条件を示すこととしたが、無償譲渡・返却により価格に影響があるかどうか
  - ・ リースアップ時の条件について、仕様書に明記しておいた方がよいかどうか
- (4) その他
- ・ 本情報提供依頼書について、気になった点や修正点などあればご意見をいただきたい。

## 8 その他

- (1) 本資料による情報提供依頼は、学習者用コンピュータの整備・更新に関する機器や価格等の各種情報を得るための手段としており、契約に関する意図や意味を持つものではない。
- (2) 本依頼により、業務上知り得た情報は、第三者に漏洩したり、他の目的に利用したりしてはならない。
- (3) 提供された提案について、将来の契約を約束するものではない。
- (4) 提供された提案について、追加で質問等を行う場合がある。
- (5) 提供された提案や資料について、必要に応じて協議会担当者へコピー・配布を行うが、断りなく他地方公共団体や他社へ提供することはない。
- (6) 提供された提案や資料については、返却しないものとする。